

堺市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年3月29日

堺市監査委員	小堀清次
同	田淵和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

北区役所

(企画総務課、学校連携支援担当、新金岡市民センター、自治推進課、市民課、保険年金課)

北保健福祉総合センター

(生活援護課、地域福祉課、子育て支援課、北保健センター)

第3 監査の対象期間

令和4年度(令和4年4月1日～令和4年10月31日)

ただし、必要に応じて令和3年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和4年11月1日～令和5年3月29日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 市民課

(1) 総務手数料(戸籍・住民基本台帳等手数料)について

堺市手数料条例に基づき、戸籍謄本・抄本、住民票の写しの交付、印鑑登録等の証明及び住民基本台帳等の閲覧等に係る手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 保険年金課

(1) 国民健康保険料について

堺市国民健康保険条例に基づき、普通徴収に係る国民健康保険料の徴収事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 北保健福祉総合センター 生活援護課

(1) 生活保護費徴収金・生活保護費返納金について

生活保護法に基づき、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者がいた場合等に、支給した保護費等をその者から徴収し、徴収金として収入している。

また、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合に支給した保護費等について、被保護者に返還を求め、返納金として収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 北保健福祉総合センター 地域福祉課

(1) 介護保険料について

堺市介護保険条例に基づき、介護保険料の減免、徴収猶予に係る事務、並びに介護保険料の収納事務を行っている。

この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 介護保険料の減免審査

堺市介護保険条例では、市民税を課税されていない世帯であって、市長が生活に困窮していると認めるもの（以下「生活困窮者」という。）は介護保険料を減免することができるとし、堺市介護保険施行規則で保険料減免基準を定めているが、生活困窮者の保有する預貯金等の資産については、元本の合計額が350万円以下であることを減免の条件としている。

しかし、減免の申請者から提出を受けた通帳の写しにおいて、申請の約1か月前に300万円が出金され、その出金がなければ減免の条件を満たしておらず、かつ、全額を支払等に充てたか不明であり、他にも預貯金を保有している可能性があったにもかかわらず、出金の意図や内容の確認、各金融機関への照会等の調査をすることなく減免しているものがあった。

なお、監査期間中に地域福祉課が各金融機関へ照会を行ったところ、350万円を超える預貯金を保有していたことが確認され、その結果、本来減免できない者に減免していたことが判明した。

(2) 社会福祉費負担金（養護老人ホーム負担金）について

堺市老人福祉法施行細則に基づき、養護老人ホーム入所者負担金を収入している。

この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 督促状の送付

堺市債権の管理に関する条例施行規則等において、督促は、納期限経過後 30 日以内に行い、督促に指定する期限は、督促を発する日から起算して 10 日を経過する日と定められている。

しかし、令和 4 年 6 月分の入所者負担金について、納期限（7 月 29 日）までに入金されなかったもの 3 件に対して、納期限経過後から 30 日を超えた 9 月 9 日に督促状を送付していた。

また、督促に指定する期限について、9 月 9 日から起算して 10 日を経過する日とすべきところ、納付書には送付日と同日の 9 月 9 日、督促状には納付書と異なる 9 月 10 日と記載して送付していた。

5 北保健福祉総合センター 子育て支援課

(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付けについて

堺市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則に基づき、母子父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 北保健福祉総合センター 北保健センター

(1) 環境衛生手数料（狂犬病予防手数料）について

堺市手数料条例に基づき、狂犬病予防法関係手数料を徴収している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

7 区役所共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について関係書類を調査し、実地に確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 委託料について

委託料に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 補助金について

補助金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 現金出納簿の整理

介護保険料過誤納還付金に係る前渡資金の現金出納簿において、預金の残額を記載すべきところ記載していないものや、現金の残額を記載すべき欄に、預金から引き出した現金の額を記載しているものがあった。

(北保健福祉総合センター 地域福祉課)